

公 示

四運技公第4号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月30日

四国運輸局長 上園 政裕



記

1. 認定番号及び認定日
四運技第415号 令和2年1月30日
2. 対象となる自動車
農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）
3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準 第2条第1項	（幅）	[002]
第10条	（操縦装置）	[010]
【操縦装置の配置に限る】		
第12条	（制動装置）	[068]
【ABS 装備要件に限る】		
第13条	（連結時の制動性能）	[077]
第41条第3項	（方向指示器）	[039]
【最外側からの取付位置に限る】		
第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	[041]
【最外側からの取付位置に限る】		
4. 条件及び制限
 - (1) 保安基準第2条第1項（幅）の緩和を要する自動車
 - ① 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [181]
 - ② 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
 - ③ 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ④ 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。 [182]
〔幅の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る〕
 - (2) 保安基準第12条（制動装置）及び第13条（連結時の制動性能）の緩和を要する自動車
 - ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
 - ② 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。 [188]
 - ③ 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [184]
5. その他
 - (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ（単体）一括緩和」[095]の記載を行うものとする。